

中野区不燃化推進特定整備事業補助制度の改定について

区は、災害に強く安全なまちの実現及び良好な居住環境の形成に寄与することを目的に、不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）の区域内の老朽建築物の建替え等を行うものに対し、当該建替え等に係る費用の一部を補助しているところである。

不燃化特区の指定期間である 2020 年度末に向けて補助要件を緩和し、建築物の不燃化をより一層促進するとともに、建替え時における着実な生活道路の拡幅整備を推進するため、以下のとおり、補助制度を改定する。

1 主な改定内容

(1) 「建替え事業」に係る補助要件の緩和

改定後	改定前
【補助要件】 <ul style="list-style-type: none">・ <u>個人または法人（中小企業者（うち宅地建物取引事業者を除く））</u>が行う建築物の建替え・ 従前建築物は耐用年数の 2/3 を超過・ 申請者は建替え後の建築物を所有	【補助要件】 <ul style="list-style-type: none">・ <u>個人</u>が行う建築物の建替え・ 従前建築物は耐用年数の 2/3 を超過・ 申請者は建替え後の建築物を所有

(2) 「建替え事業」に係る提出書類の追加

従前の提出書類に、以下を追加する。

- ・ 生活道路拡幅整備協議書（中野区生活道路の拡幅整備に関する条例施行規則第 3 条で定める別記第 1 号様式）の写し（※）
 - ・ 整備承諾書（同条例施行規則第 5 条で定める別記第 5 号様式）の写し（※）
- （※）生活道路の拡幅整備が完了していない場合に限る。

2 改定日

2019年4月1日

3 周知方法

- ・ 周知用ちらしの全戸配布（対象地区）
- ・ 窓口へのパンフレット設置
- ・ 区報、区ホームページ等